

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第207号）

1 審査請求の対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第261号）

辰巳ダム関係文化財等調査団が作成した「加賀 辰巳用水－辰巳ダム関係文化財等調査報告書一」（以下「本件報告書」という。）では、河岸段丘の区分において、土清水（現在の土清水2丁目）と末町の間には、比高差20m余りの段差があるにもかかわらず、その2つの面は同じ小立野段丘面にあたるとされているが、その根拠となる公文書

2 本件公開請求に対する処分の内容

不存在決定

3 担当課（所）

教育委員会 文化財課

4 審査請求等の経緯

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) H30. 2. 1 公開請求 | (4) H30. 3. 23 諮問 |
| (2) H30. 2. 13 公開決定 | (5) H30. 10. 26 答申 |
| (3) H30. 2. 15 審査請求 | |

5 諮問に係る審査会の判断結果

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>審査請求人は、辰巳ダム関係文化財等調査団が作成した本件報告書に記載されている河岸段丘の区分において、末町と土清水（現在の土清水2丁目）の2つの面が同じ小立野段丘面であるとされているが、土清水から見て犀川の上流側にある末町が、土清水より比高差で20m低いにもかかわらず、同じ小立野段丘面とした根拠となる公文書を求めている。</p> <p>それに対し、実施機関は、本件報告書に記載されている内容の根拠となる資料について、所管する書架において、関連する文書・図面全てを探索したが、当該資料の所在は確認できなかったと述べている。</p> <p>当審査会で本件報告書作成期間にあたる昭和55年度から昭和57年度までの簿冊「文化財保護審議会」等本件報告書に関係する文書を見分したが、末町を小立野面とした根拠となる資料は確認できなかった。</p> <p>以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。</p>

6 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第207号

答 申 書

平成30年10月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成30年2月1日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（公開請求に係る公文書の内容）

辰巳ダム関係文化財等調査団が作成した「加賀 辰巳用水－辰巳ダム関係文化財等調査報告書－」（以下「本件報告書」という。）では、河岸段丘の区分において、土清水（現在の土清水2丁目）と末町との間には、比高差20m余りの段差があるにもかかわらず、その2つの面は同じ小立野段丘面にあたるとされているが、その根拠となる公文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成30年2月13日に、公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行って、公開しない理由を付して審査請求人に通知した。

（保有していない理由）

当該請求に係る根拠を記載した公文書は、存在しない。

3 審査請求

審査請求人は平成30年2月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、平成30年3月23日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、変更するとの決定を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

県教育委員会は、辰巳ダム建設に伴う辰巳用水の的確な記録を収録することの重要性に鑑み、石川県文化財保護審議会の答申を受けて、辰巳ダム関係文化財等調査委員会を発足させた。同調査委員会では、調査団による調査を実施し、用水の全容を浮き彫りにした報

告書を昭和58年3月に作成している。

その報告書の中で、辰巳ダム建設予定地及び辰巳用水が通る兼六園までの地形、地質について詳細に記載されており、河岸段丘の区分についても触れている。報告書では、末町付近に幅広く発達している平坦面について、小立野段丘面の上層部に当たるとしている。

しかし、地形的に、土清水（現在の土清水2丁目）から見て犀川の上流側にある末町のある平坦面と土清水との間には、比高差20m余りの段差がある（末町が20m余り土清水より低い）。この2つの面が、同じ小立野段丘面とされているが、河岸段丘は河川により形成され、侵食段丘であれ、堆積段丘面であれ、必ず上流が高くなり、下流部が低くなる。もし、対比された段丘面が逆勾配であるためには、形成された後で活構造の二次変形が加わったことになる。永安町付近を通り、湯涌から上辰巳方向に延びる活断層または活褶曲があることになるが、最近までの活断層調査では、全く記録されていない。

湯涌から笠舞にかけて広がる平坦面は、笠舞段丘面とされ、報告書の中では、笠舞上位面と下位面に区分されている。その後の文献ではさらに細分化されて笠舞Ⅰ面、Ⅱ面、Ⅲ面、Ⅳ面に分けられている。末町面も、犀川浄水場から県道までの道路で明らかのように3箇所段差により4つの河岸段丘面（笠舞段丘面）に区分される。

このことから考えると、末町面は、笠舞面に対比されるべきで、小立野面とした報告書は誤りであると考えられる。

教育委員会の公に刊行した報告書に記載されている内容の根拠となる資料が存在しないはずはなく、無いとすれば、文化財保護審議会は根拠もないことを根拠として、辰巳ダム建設をやむを得ないものと認められたこととなってしまう、そのようなことはあり得ない。

また、この報告書のこの章を担当された藤則雄氏はその後には文化財保護審議会の会長になられた方で、かつては金沢大学教育学部の教授であったわけで、科学者として、研究者として根拠のない記述をされるはずはない。

藤則雄氏は、1970年に金沢周辺の地質という論文で、この元となる成果を発表されている。そしてその考えに基づき、この報告書をまとめられたものと思われる。さらに、この論文の成果は、紐野義夫氏編集の刊行されている石川県地質図に取り入れられ、多くの地質コンサルや活断層研究者、国の機関などで利用されている。

それ故に、元となる論文や今回の対象とした報告書などに根拠がないことは、あり得ないし、あってはならないことである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、本件処分について、教育委員会の公に刊行した報告書に記載されている内容の根拠となる資料が存在しないはずはなく、無いとすれば文化財保護審議会は根拠もないことを根拠として、辰巳ダム建設をやむを得ないものと認められたこととなってしまう、そのようなことはあり得ず、また、報告書のこの章を担当した藤則雄氏は、その後、文化財保護審議会の会長となり、かつては金沢大学教育学部教授であり、科学者、研究者として根拠のない記述をするはずがない、として、その公文書の公開を求めている。

このことについて、次のとおり弁明する。

条例は、県の実施機関が保有している公文書の公開を求める権利について定めているものであり、本件請求の対象となった本件報告書に記載されている内容の根拠となる資料について、所管する書架において、関連する文書・図面全てを探索したが、当該資料の所在は確認できなかった。よって、審査請求人の主張には理由がない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件公開請求に対応する公文書の性格等について

辰巳ダム関係文化財等調査団が作成した本件報告書では、河岸段丘の区分において、土清水（現在の土清水2丁目）と末町との間には、比高差20m余りの段差があるにもかかわらず、その2つの面は同じ小立野段丘面にあたとされているが、その根拠となる公文書

3 本件公開請求に対応する公文書の不存在について

審査請求人は、辰巳ダム関係文化財等調査団が作成した本件報告書に記載されている河岸段丘の区分において、末町と土清水（現在の土清水2丁目）の2つの面が同じ小立野段丘面であるとされているが、土清水から見て犀川の上流側にある末町が、土清水より比高差で20m低いにもかかわらず、同じ小立野段丘面とした根拠となる公文書を求めている。

それに対し、実施機関は、本件報告書に記載されている内容の根拠となる資料について、所管する書架において、関連する文書・図面全てを探索したが、当該資料の所在は確認できなかったと述べている。

当審査会で本件報告書作成期間にあたる昭和55年度から昭和57年度までの簿冊「文化財保護審議会」等本件報告書に係る文書を見分したが、末町を小立野面とした根拠となる資料は確認できなかった。

このようなことから、実施機関が本件処分において、本件公開請求に対応する公文書は存在しないとした決定は、不自然、不合理とは言えない。

以上のことから、本件処分は妥当であると判断した。

なお、審査請求人は、本件報告書の記載内容についてその他種々主張しているが、当審査会は、その当否を判断する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

4 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 30 年 3 月 23 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 2 6 1 号)
平成 30 年 3 月 30 日	○実施機関(教育委員会文化財課)より審査請求人に弁明書を送付し、 反論書の提出を求めた。 ○実施機関(教育委員会文化財課)から弁明書(写し)を受理した。
平成 30 年 6 月 28 日 (第 293 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 30 年 7 月 30 日 (第 294 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 30 年 9 月 6 日 (第 295 回審査会)	○事案の審議を行った。